

広島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備及び広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十三号

広島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備及び広島県収入証紙の廃止に伴う

関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正

する規則

広島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備及び広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（平成二十五年広島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第四号を削り、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。